

# 肥料価格高騰対策事業(国庫)及び 肥料価格高騰緊急支援事業(県単) の概要について



肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、  
化学肥料の低減の取り組みを実施する農業者の肥料費を支援します。

## 支援対象期間

令和4年6月から令和5年5月までに購入し使用した肥料

## 支援内容（国庫）

化学肥料低減の取り組みを行った上で、  
前年度から増加した肥料費について**7割**を支援金として交付します。

$$\text{支援金} = \left[ \text{当年肥料費} - \left( \frac{\text{当年の肥料費}}{1.4} \div \frac{\text{使用量低減率}}{0.9} \right) \right] \times 0.7$$

## 支援内容（県単）

化学肥料低減の取り組みを行った上で、  
前年度から増加した肥料費について**1.5割**を支援金として交付します。

$$\text{支援金} = \left[ \text{当年肥料費} - \left( \frac{\text{当年の肥料費}}{1.4} \div \frac{\text{使用量低減率}}{0.9} \right) \right] \times 0.15$$

※ 国庫事業に支援金の申請を行えば、自動的に県単事業への申請も完了致します。支援額合計は増加した肥料費の**8.5割**になります。

## 必要書類

以下の書類提出が必要となります。

- ① 令和4年6月から10月（秋肥）、令和4年11月から5月（春肥）の購入した肥料の価格がわかるもの。（領収書・請求書）
- ② 化学肥料低減計画書
- ③ 確約書



事業の細かな内容については、お近くの農協・市町村へお問い合わせください。